

全国麦作共励会実施要領

令和8年7月

全国農業協同組合中央会
全国米麦改良協会

全国麦作共励会実施要領

1. 趣 旨

麦の生産に当たっては、麦作農家の生産技術水準の向上と経営の改善を通じて、生産性及び品質の向上並びに流通の合理化を推進することが重要である。

このため、全国麦作共励会を開催し、生産技術の向上、経営の改善の面からの創意、工夫を持ち、先進的で他の範となる麦作農家及び麦作集団を表彰し、その業績を広く紹介するものとする。

2. 主催団体等

主 催	一般社団法人全国農業協同組合中央会、一般社団法人全国米麦改良協会
後 援	農林水産省、全国農業協同組合連合会、日本農業新聞
協 賛	国内麦生産流通改善連絡協議会

3. 対 象 地 域

都道府県を対象とし、ブロック区分は、北海道、東北・北陸、関東（長野、山梨を含む）、東海・近畿、中国・四国、九州の6ブロックとする。

4. 参 加 資 格

(1) 農 家

次の要件をすべて満たす農家（法人であるか、非法人であるかは問わない）であること。

- ① 「経営所得安定対策等実施要綱」（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。）Ⅳの第1の1の（1）の対象となる農業者の要件を満たし、かつ、当該年産麦の作付面積が、1ヘクタール以上（北海道にあっては、2ヘクタール以上）であること。
- ② 当該年産麦の10アール当たり平均収量が、当該都道府県の平均収量以上であること。
ただし、当該都道府県の当該年産麦の10アール当たり平均収量が不明の場合は、当該農家が所属する単位農業協同組合管内10アール当たり平均収量とする。
- ③ 機械化体系により麦作を行っており、生産技術の改善等により、生産性及び品質の向上が顕著であること。
- ④ 原則として、過去3か年以内に当該麦作共励会において農林水産大臣賞を受賞した

ことがないこと。

(2) 集 団

次の要件をすべて満たす集団（複数戸の農家で構成され、法人であるか任意組織であるかは問わない）であること。

- ① 「経営所得安定対策等実施要綱」Ⅳの第１の１の（１）の対象となる農業者の要件を満たし、かつ、当該年産麦の作付面積が、おおむね５ヘクタール以上（北海道にあっては、おおむね１０ヘクタール以上）であること。
- ② 当該年産麦の１０アール当たり平均収量が、当該都道府県の平均収量以上であること。
ただし、当該都道府県の当該年産麦の１０アール当たり平均収量が不明の場合には、当該集団が所属する農業協同組合管内の１０アール当たり平均収量とする。
- ③ 機械化体系により麦作を行っており、麦生産技術の改善等により生産性及び品質の向上が顕著であること。
- ④ 集団の運営が円滑に行われていること。
- ⑤ 原則として、過去３か年以内に当該麦作共励会において農林水産大臣賞を受賞したことがないこと。

５．参加者の選考、推せん

- (1) 農業協同組合長又は市町村長は、参加申込みのあった農家及び集団について、適当と認めたものを原則としてそれぞれ１点、都道府県麦作共励会事務局長に推せんするとともに、それぞれの参加申込み点数を都道府県麦作共励会事務局長に報告するものとする。

この際の推せん状等の様式は、都道府県麦作共励会事務局で定める。

- (2) 都道府県麦作共励会事務局長は、農業協同組合長又は市町村長から推せんのあったものについて、審査の上、農家及び集団についてそれぞれ都道府県１位を選出し、各ブロック共励会事務局長に推せんするものとする。（別紙様式１）
- (3) 各ブロック麦作共励会事務局長は、都道府県麦作共励会事務局長より推せんのあったものについて、審査の上、農家及び集団についてそれぞれブロック１位を選出し、全国麦作共励会事務局長に推せんするものとする。（別紙様式１）
- (4) 都道府県麦作共励会事務局長及び各ブロック麦作共励会事務局長は、推せん状、各種報告書（別紙様式２、別紙様式３及び参考資料）を提出するほか、別紙様式４により市町村別又は都道府県別の麦作共励会参加状況を各ブロック麦作共励会事務局長又は全国麦作共励会事務局長に報告するものとする。

6. 審 査

- (1) 審査は、都道府県審査、ブロック審査及び中央審査とし、全国麦作共励会審査規程に基づき行うものとする。
- (2) 都道府県審査は都道府県審査委員会で、ブロック審査はブロック審査委員会でそれぞれ実施し、中央審査は中央審査委員会で行うものとする。

7. 表 彰

- (1) 各ブロックから推せんされた農家及び集団について、中央審査委員会で審査し、総合的に最も優秀と認められた農家及び集団各1点に農林水産大臣賞を授与する。
- (2) 各ブロックから推せんされた農家及び集団のうち農林水産大臣賞に該当しなかったものについて、中央審査委員会で審査し、全国米麦改良協会会長賞、全国農業協同組合中央会会長賞、全国農業協同組合連合会経営管理委員会会長賞、日本農業新聞会長賞のいずれかを授与する。
- (3) 都道府県審査委員会で総合的に最も優秀と認められた農家及び集団であって、(2)の各賞に該当しなかったものについて全国米麦改良協会会長賞を授与する。
- (4) 次に掲げるいずれかに該当し、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合にあっては夫婦連名で表彰することができる。
 - ① 家族経営協定を締結していること。
 - ② 推薦者等において経営主の配偶者の作業分担、従事日数等が概ね5割に達していることと確認できること。
 - ③ 農業改良普及センターまたは農林漁業についての類似の普及指導組織等による意見書が添付されていること。

8. 日 程

- | | | |
|------------|------------|-----------------------------|
| (1) 都道府県審査 | 9月末日までに終了 | } ただし北海道については12月
初旬までに終了 |
| (2) ブロック審査 | 10月末日までに終了 | |
| (3) 中央審査 | 12月 | |
| (4) 表 彰 | 翌年1月又は2月 | |

9. そ の 他

本要領に定めるものの他、必要な事項は、一般社団法人 全国米麦改良協会会長が別に定める。

全国麦作共励会審査規程

1. 審査委員会の構成

- (1) 麦作共励会の審査を実施するため、中央に中央審査委員会を各ブロックにブロック審査委員会を、各都道府県に都道府県審査委員会をそれぞれ設けるものとする。
- (2) 中央審査委員会は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構研究領域長等、農業団体及び実需者団体の代表、学識経験者等をもって構成し、各ブロックから推せんされた農家及び集団の中から農林水産大臣賞、全国米麦改良協会会長賞、全国農業協同組合中央会会長賞、全国農業協同組合連合会経営管理委員会会長賞及び日本農業新聞会長賞の各受賞者を選出するための中央審査を行うものとする。

中央審査委員会の事務は全国農業協同組合中央会及び全国米麦改良協会において行う。
- (3) ブロック審査委員会は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構研究領域長等、農業団体及び実需者の代表、学識経験者等をもって構成し、各都府県から推せんされた農家及び集団の中からブロック1位を選出するためのブロック審査を行うものとする。ブロック審査委員会の事務は、農林水産省地方農政局生産部において行う。
- (4) 都道府県審査委員会は、各都道府県の実情に応じ、ブロック審査委員会に準じて構成するものとし、農業協同組合長又は市町村長から推せんされた農家及び集団の中から都道府県1位を選出するための都道府県審査を行うものとする。都道府県審査委員会の事務は、都道府県共励会が定める事務局において行う。

2. 審査の方法

- (1) 審査は、書類審査を主体に行うものとする。
- (2) 都道府県審査委員会は都道府県1位について、またブロック審査委員会はブロック1位についての報告書及び参考資料をそれぞれブロック審査委員会、中央審査委員会に提出するものとする。

その際の報告書及び参考資料の様式は、都道府県1位にあつては別紙様式2によるものとし、ブロック1位については別紙様式2及び3によるものとする。

3. 審査の視点

- (1) 都道府県審査、ブロック審査、中央審査は、候補農家又は集団について、収量、品質、作付体系、耕種法、作業受委託及び期間借地の状況等により、生産技術の向上あるいは生産コストの低減等麦作経営の改善の面から創意と工夫をもち、先進的で当該地域あるいは全国の麦作農家、集団の範となりうるものであるか否かを総合的に判断するという視点で進めるものとする。
- (2) 中央審査における全国米麦改良協会会長賞、全国農業協同組合中央会会長賞、全国農業協同組合連合会経営管理委員会会長賞及び日本農業新聞会長賞、各賞の表彰の主な視点は、原則として次のとおりとする。
 - ① 全国米麦改良協会会長賞
生産技術、経営ともに優れており、特に品質の改善に努力が払われているもの。
 - ② 全国農業協同組合中央会会長賞
生産技術、経営ともに優れており、特に収量の向上に努力が払われているもの。
 - ③ 全国農業協同組合連合会経営管理委員会会長賞
生産技術、経営ともに優れており、特に土地利用、作業の集積に努力が払われているもの。
 - ④ 日本農業新聞会長賞
生産技術、経営ともに優れており、特に技術の改良について創意、工夫が払われているもの。

4. 品質の取扱いについて

品質については、品質向上への努力・工夫・上位等級比率等を総合的に勘案して審査するものとするが、ブロック1位となった出品財については、一部項目の品質評価を行い、中央審査に当たっての勘案事項とする。

5. 収量の取扱いについて

収量については、審査の視点の一つではあるが、本共励会が出品ほ場についての審査ではなく、経営全体についての審査であるので、検査数量等により、また自家用麦については聴き取り、その他によって経営全体の平均収穫量を推定するものとする。

(別紙様式1)

〇〇都道府県 1 位推せん状

(ブロック)

〇 〇ブロック麦作共励会事務局長 殿
(全国麦作共励会事務局長)

〇〇都道府県麦作共励会事務局長
(〇〇ブロック)
氏名

下記のとおり〇〇都道府県 (ブロック) 1 位を推せんします。

記

- | | |
|---------|-----------|
| | ふりがな |
| 1. 農家の部 | (1) 住 所 |
| | ふりがな |
| | (2) 氏 名 |
| | (3) 推せん理由 |
| | ふりがな |
| 2. 集団の部 | (1) 所 在 地 |
| | ふりがな |
| | (2) 集 団 名 |
| | ふりがな |
| | (3) 代表者氏名 |
| | (4) 推せん理由 |

(注1) 推せん理由については記入例を参考とし、農家の部と集団の部を別葉として
A4よこ長・よこ書きで記入すること。

(注2) ブロック麦作共励会事務局長より全国麦作共励会事務局長に推せんする場合
には、審査会の審査経過を含めて、その麦作技術及び経営における特徴を文章
で記述すること。

(記入例)

都道府県(ブロック)名

ふりがな

農家の部

住 所

ふりがな

氏 名

推せん理由

1. 経営者及び経営内容

〇〇氏は、〇〇県水田地帯の中で米麦の中で米麦の作付体系を上手に取り入れた専業農家であり、地域農業の中核農家及びリーダーとして活躍している。

氏は〇〇才の働き盛りで夫婦2人で、水田〇a、畑〇a(うち借地 水田〇a、畑〇a)のほか麦作で〇aの播種、収穫・調製などの作業受託を行い積極的な規模拡大を図り、米麦作中心に〇〇〇、〇〇〇〇を取り入れた大型農業経営に意欲的に取り組んでいる。

なお、借地及び作業受託等の拡大に当たっては特に信頼関係を重視し、飛地、作業の高精度などに留意しながら実施している。

2. 技術上の特色

大型機械力を駆使した大規模経営に取り組みながらも基本技術を忠実に励行して収量水準の高位安定化とコスト低減を実践しているところに特徴がある。

栽培技術面では、全面積に弾丸暗きょ、簡易明きょ等の施行による排水対策の徹底を図るとともに、深耕、良質堆肥、珪力

ルなどの土壌改良剤施用により積極的に土づくりを進めている。

また、特に品質改善への努力として、土壌条件に応じた良質品種の作付け、種子更新、病害虫の適期防除、ドリルシーダー利用による発芽の整一化、古タイヤを取りつけた麦踏圧の徹底、適期収穫と適正な乾燥調製を重点に実施するなど、作付作業体系に細心の気くばりをして収量の高位安定化と上位等級麦の出荷に努めている。

3. 収穫の向上、品質改善

10a当たりの収量は、需要者の要求に応え良質品種の〇〇〇で〇〇〇kg〇〇県〇〇年度平均収量(〇〇〇kg)を大幅に上回った(〇〇〇%)水準を実現している。

品質面においても、本年、凍霜害・干害・高温障害等が発生するなかにあつて1等〇〇%(〇〇県〇〇年度平均1等〇〇%、2等〇〇%)と高品質の麦づくりに努力している。

4. 労働時間の軽減

10a当たりの所要時間は約〇〇時間(〇〇県平均〇〇時間)であり、土地利用、作業の集積と併せて大型機械化一貫作業により省力化を図っている。

5. 流通の改善、合理化

〇〇氏の所属する〇〇農業協同組合では、〇か所のCE・RCで乾燥・調製を行っており(共同乾燥等比率〇〇%)、ばら形態

での出荷率も年度毎に向上している。(〇〇年産：〇〇％)

6. 今後の麦作への取り組み

今後水田農業を確立するため大型機械一貫作業により栽培面積を次年度〇〇a、2年後〇〇a、最終的には〇〇aの麦作団地化を目指している。

以上のように氏の経営は麦作の作付体系を基本に、借地・作業受託等による生産単位の拡大を図るとともに、排水対策と土づくりをベースに、基本技術の励行による収穫・品質の向上、大型機械一貫作業による省力化と生産コストの低減の工夫を図りつつ、大規模経営を実践している。

現在、農業経営者協議会幹事、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇等兼務しており、地域の中核農家及びリーダーとして今後の地域農業振興に努力・貢献する人材と確信している。

7. その他特記事項

- (1) 〇〇年産から上位ランクの〇〇〇に作付品種の統一
- (2) 農業機械の共有化と〇〇〇〇によるコストの低減
- (3) ブロックローテーションによる集団転作の推進
- (4)
- (5)

(別紙様式2)

報 告 書

農家の部

1. 経営概要

経営地 面積 ()内は借地	麦の種 類及び品 種	作 付		積 計	10a 当 たり 収 量		専 業 の 別
		田	畑		収 量	県平均	
(例) a	(例) 小麦	a	a	a	kg	kg	1. 専業 2. 1種兼業 3. 2種兼業
() うち田	(品種名)	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	
() 普通畑	(品種名)	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	
() 二条大麦	(品種名)	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	
() 樹園地	主食用途	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	
() 牧草地	ビール用途	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	

- (注) 1. 10a当たり収量の県平均が不明の場合は、管内農協平均等のものでさしつかえない。その場合は「農協平均」等と記入しておくこと。
 2. 経営耕地面積は、農業経営に使用する目的で準備された耕作用の土地面積であり、自作地及び借地の計とすること。
 3. 10a当たり所要時間は、麦の生産に直接投下された時間であり、地域の普及所の指導目標との比較あるいは作業内容と機械装備等からの推定等により概数を見積ること。
 また、()内には県平均を記入すること。
 4. 主食用途以外に種子用途、ビール用途、飼料用途として作付けしている場合は、作付面積、10a当たり収量、生産量及び等級別内訳について区別して記入すること。
 5. ビール大麦について、等外上である旨を明記すること。また、契約数量を備考欄に記入すること。
 6. 上位等級比率は、1等(ビール大麦は1〜2等)に格付けされた麦の割合を記入すること。()内には、県平均比率を記入すること。
 7. 飼料用麦の合格は11等「欄」に記入し、合格である旨を明記する。
 8. 「生産量のうち自家消費等」欄については自家消費費用、種子用のほか調製の結果、篩下となり受検しなかったものについても含むものとする。
 9. 実施要領7の(4)に基づき、夫婦連名により参加する場合は、妻の氏名及び年齢も記入すること。

2. 技術・経営等の特色

播種様式	技術上の工夫		技 術 ・ 経 営 等 の 特 色		そ の 他
	(例)	(例)	品質改善への努力	規模拡大への努力	
(例)	1. ほ場周辺に明きよを張り、もみがらを利用して水の浸透防止を図る。 2. 古いバインダーを改造して麦路機とし、踏圧を励行	1. 種子更新(毎年100%) 2. 良質品種への切替え(○○→△) 3. 調製は○○mmのふるいを使用し、細麦を完全除去	1. 共同利用 2. 土地利用の向上(○○%)と分散 3. 農機具の適切な保守管理による耐用年数の延長	(例) 1. 期間借地○○○ 2. 全面作業受託○○○	(例) 1. 共同乾燥施設を利用し、純ばら出荷 2. 農業団体の役職等
ドリル播 (12kg/10a)					

参 考 資 料

1. 耕 種 概 要

前作の栽培状況等	作物名	収穫期	収量(10アール当たり) kg	有機物及び土壌改良材の種類と施用量			
耕起、整地、播種	種子予措の方法			播 種 方 法		等	
	耕起整地及びうね立の有無			播種様式	条 間	cm	
	播種時期				株 間	cm	
	播種量		kg/10a		播 幅	cm	
基 肥	肥料名(有機物、土壌改良資材含む)				化学肥料合計	施肥方法	
	施用量(10a当たり)		kg		N P K	kg kg kg	
管 理	作業名 (中耕、土入、踏圧、除草等)	実施時期及び方法					
追 肥	施用時期				化学肥料合計		施肥方法
	肥料名				N P K	kg kg kg	
	施用量(10a当たり)		kg	kg	kg	kg	
病 虫 害 防 除	病 名	実施時期及び方法 (薬剤名、10a当たり使用量、散布機械等)					
	害虫名						
後 作 物	作物名	播種、植付時期					

(注) 1. 麦の種類等によって、播種時期、肥料、前後作物等が異なる場合は、その旨を記入すること。
2. 化学肥料の施用量合計欄は三要素成分換算量を記入すること。

2. 農業機械利用状況

作業名	使用機械名	型式、規格、馬力	台数			稼働面積 ^a	稼働期間 月 日 ~ 日	実稼働日数	備考
			個人有	共有	借用				
(共通作業機)	トラクター								(例) 〇年〇〇事業 GPS自動操舵(〇台導入)
暗きよ、明きよ									
耕起									
整地									
溝切り									
基肥									
播種									
ふく土									
追肥									
踏圧									
防除									
刈取り	(例) } 普通型コンバイン								
脱穀									
運搬									
乾燥・調製									
生産管理	(例) クラウド型営農管理システム								

(注) 1. 備考欄に使用機械の導入年次及び導入事業名等を記載すること。

また、使用機械がICT技術等を活用した自動操舵、可変施肥等の機能を有する場合は、備考欄に「GPS自動操舵」等と記載すること。

2. 作業を農協等に委託している場合は、備考欄に「〇〇へ委託」と記載すること。

3. 生産管理において、農地、作付状況、作業計画、作業記録等の営農情報を管理するシステムを利用している場合は「クラウド型営農管理システム」等と記載すること。

4. 上記作業のほか、堆肥・土壌改良資材の散布、麦稈処理等の作業についても記載すること。

3. 麦の収益の状況

	総 金 額	10a 当たり概 算
粗 収 益 A	円	円
経 営 費 B	円	円
所 得 A-B	円	(所得率 %) 円

「ブロック1位についての追加参考資料」(別紙様式3)の「7. 収益の明細」の粗収益(小計)、経営費(小計)、所得を転記する。

4. 今後の課題(文章で記載すること)

(1) 次年度作付計画、品質改善事項、経営改善事項

(2) その他今後の課題(生産性向上対策等)

5. その他の特記事項

(1) 周囲の立地条件の概要(地形、土壌、基盤整備、排水等の状況について文章で記載すること)

(2) その他

(別紙様式2)

報 告 書

集団の部

1. 経営概要

集 団 名	
設立年月日	
代 表 者	(歳)
所 在 地	

集 団 構 成 農 家 戸 数 (うち麦作関係農家戸数)	麦の 種 類 及 び 品 種	作 付 面		積 計	構成農家 一戸当たり 麦作面積	10a 当 たり 収 量		生 産 量	生 産 量 の うち自家 消費等	生 産 量 の うち、 受 検 数 量 の 等 級 別 内 訳				品 質 分 析 結 果	10a 当 たり 所 要 時 間 (概 数)	備 考 欄
		田	畑			収 量	県平均			1 等	2 等	規 格 外	上 位 等 級 比			
								kg	kg					kg	kg	
(戸)	(例) 小 麦 (品種名) (品種名)	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	a 〇〇〇 〇〇〇	a 〇〇〇 〇〇〇	kg 〇〇〇 〇〇〇	kg 〇〇〇 〇〇〇	kg 〇〇〇 〇〇〇	kg 〇〇〇 〇〇〇	kg 〇〇〇 〇〇〇	kg 〇〇〇 〇〇〇	% 〇〇 〇〇 〇〇	% 〇〇 〇〇 〇〇	(例) 8.0 (時間) CE・RC等利用 (有・無)		

	二条大麦 (品種名) 主食用途 ビール用途	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	kg 〇〇〇 〇〇〇	kg 〇〇〇 〇〇〇	kg 〇〇〇 〇〇〇	kg 〇〇〇 〇〇〇	kg 〇〇〇 〇〇〇	kg 〇〇〇 〇〇〇	% 〇〇 〇〇 〇〇	% 細麦率 % 白度 % () 硝子率 %	7.5 (時間) CE・RC等利用 (有・無)	ビール麦製造穀量 〇トン

(注) 記入上の注意については、農家の部に同じとする(夫婦連名の項を除く)。

2. 技術・経営等の特色

2. 技術上の工夫		技術・経営等の特色			その他	
播種様式	品質改善への努力	コスト低減の努力	規模拡大への努力	その他経営上の特色		
(例) (例) ドリル播 (12kg/10a)	(例) 1. 種子更新 (毎年100%) 2. 良質品種への切替え (〇〇→△) 3. 調製は〇〇mmのふるいを使用し、 細麦を完全除去	(例) 1. 麦作規模の拡大と農業機械・施設の 共同利用 2. 土地利用の向上 (〇〇%)と分散 3. 農機具の適切な保守管理による耐 用年数の延長	(例) 1. 期間借地〇〇a 2. 全面作業受託〇〇a	(例) 1. 麦跡自作地 〇〇aに大豆 を作付け、麦→大豆体系の確立 をめざしている	(例) 1. 共同乾燥施設を利用し、 純ばら出荷 2. 農業団体の役職等	

(注) 集団育成等各種事業の実施対象の有無は過去3か年まで遡り、当該集団として助成(国・県)を受けた事業者と指定年度を記入すること。

参 考 資 料

1. 耕種概要
農家の部の様式に準ずる。
2. 農業機械利用状況
農家の部の様式に準ずる。
3. 麦の収益の状況
農家の部の様式に準ずる。
4. 今後の課題
農家の部の様式に準ずる。
5. その他の特記事項
農家の部の様式に準ずる。
6. 集団の設立の趣旨、設立年次、設立後の推移等を文章で簡潔に記し、規約等を添付すること。

ブロック1位についての追加参考資料

1. 経営作目の概要

主要作目名	作付、栽培面積、飼養頭数等	農家粗収益全体に占める割合
麦	a	%
水稲		
大豆		

(注) 集団の場合にあつては、集団活動の対象となっている作目について記入すること。

2. 農家及び集団の状況

A. 家族の労働状況(農家の部のみ)

続柄	年齢	年間従事日数	うち麦作従事日数
本人		日	日
妻			

(注) 麦作従事日数については、1日8時間として算出すること。

B. 集団の概要(集団の部のみ)

(1) 集団構成農家の概要

農家番号	氏名	年齢	集団組織における役割	経営耕地面積	麦作付面積	専業の別	認定農業者の別
				a	a		
小計		(戸)					
集団構成農家合計		(戸)					

(注) 1. 氏名は、当該農家の中で麦作に関与している者について記入すること。

2. 法人化等により、個々人の経営耕地面積が不明である場合は、欄を結合して

経営耕地面積の合計を記入すること。

3. 経営耕地面積は、農業経営に使用する目的で準備された耕作用の土地面積であり

自作地及び借地の計とすること。また、麦作付面積は、別紙様式2の作付面積の内数

とすること。

4. 専業の別は、専業、第1種兼業、第2種兼業の別を記入すること。

5. 認定農業者の別は、認定農業者について○を付すこと。

(2) 集団の組織図

(注) 1. 当該集団の生産組織としての性格が分かるように図示するものとし、できる

限り当該集団内の構成だけでなく、地域の組織活動の中での位置付け、他の

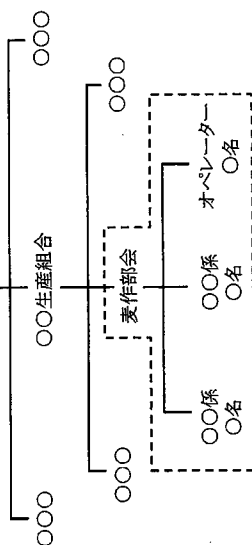
集団との関係等についても図示すること。

2. 当該集団の組織を示す部分は、 で囲むこと。

〇〇市農協〇〇協議会

構成員：市役所、農協、普及所、〇〇〇

○○地区○○協議会



4. 作目別延べ作付面積等

(單位: a)

作 目	自作地	通年借地	期間借地	經營受託	作 業 受 託	
					全 面	部 分
麦	()	()	()	()	()	()
水稻	()	()	()	()	()	()
大豆	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()
実面積	()	()	()	()	()	()

注 ()内には、畑地を内数で記入。

3. 作付面積、単収、上位等級比率の推移

年産	麦種	品種	作付面積		通年借地	期間借地	経営受託	作業受託		107アール以上等級 当たり収量	上等級 比率
			作付面積	作付面積				作業受託	作業受託		
3年前	〇〇	〇〇	a		a	a	a	a	kg (kg)	% (%)	
	〇〇	〇〇	a		a	a	a	a	kg (kg)	% (%)	
	〇〇	〇〇	a		a	a	a	a	kg (kg)	% (%)	
2年前	〇〇	〇〇	a		a	a	a	a	kg (kg)	% (%)	
	〇〇	〇〇	a		a	a	a	a	kg (kg)	% (%)	
	〇〇	〇〇	a		a	a	a	a	kg (kg)	% (%)	
前年	〇〇	〇〇	a		a	a	a	a	kg (kg)	% (%)	
	〇〇	〇〇	a		a	a	a	a	kg (kg)	% (%)	
	〇〇	〇〇	a		a	a	a	a	kg (kg)	% (%)	
本年	〇〇	〇〇	a		a	a	a	a	kg (kg)	% (%)	
	〇〇	〇〇	a		a	a	a	a	kg (kg)	% (%)	
	〇〇	〇〇	a		a	a	a	a	kg (kg)	% (%)	

〔注〕 1. 上位等級比率は、1等(ビール大麦)に格付けされた麦の割合を記入すること。

2. 複数券種・品種を作付けしている場合は、麦種・品種ごとに作付面積等のデータを記入すること。

3. 作業受託には、麦に係る全面・部分受託の延面積を計上し、播種又は収穫のみ等の部分受託面積については内数とする。

4. 10アール当たり収量、上位等級比率の欄の()内には、県平均を記入すること。

5. 用語について

（借地）生産者が第3者から土地を有償又は無償で借りた上で自らの判断で生産活動を行っているもの。その土地から得られた収益は基本的に当該生産者に属する。

(経営受託)生産者が第3者から農業経営全体を受託するものであり、経営方針や収益の取扱等については、両者の契約によって定められているもの。

の取扱等については、同省の契約によって定められているもの。
(全面作業受託)生産者が自らの経営とは別に第3者から農作業の全てを受託しているもの。当該受託も含めた生産活動に係る判断は第3者が有している。

5. 麦作ほ場の土地利用状況

区分	麦作付面積	団地数	1団地当た り作付面積	主な作付体系	当該作付 体系による 麦作付比 率
田	a		a	(例) 水稻・麦・大豆	60 %
畑	a		a	大豆・麦 麦専作	30 % 10 %

(注) 団地とは、農業機械の使用、排水対策の実施等に支障がない程度にまとまっているは場の集まりをいう。(必ずしも完全連担している必要はない)

7. 収益の明細

()内は県平均の労働時間を記入すること。

(特図略) ショーン・ブロックローター (1) (作付体系図、ブロックローター)

[illegible]

ブロック1位出品財については、品質分析結果(参考3参照)を添付すること。

【補助金の算出根拠】

小麦1等Aランク 7,860円/60kg×00kg=000円
二条大麦1等Aランク 5,870円/50kg×00kg=000円
穀略作物助成 35,000円/10a×000a=0000円
産地交付金 0000円/10a×000a=0000円

【補助金の算出根拠】

小麦1等Aランク 7,860円/60kg×00kg=000円
二条大麦1等Aランク 5,870円/50kg×00kg=000円
穀略作物助成 35,000円/10a×000a=0000円
産地交付金 0000円/10a×000a=0000円

(参考1)

10 アール当たり労働時間の算出方法について

労働時間は食事休憩などの時間を除いた麦の生産に直接投下された労働時間であって自給肥料の生産等に要した労働時間は含めない。

労働時間の内容を例示すれば次のとおりである。

作 業 分 類	作 業 内 容
選 種 消 毒	種子予措（選種、種子消毒、浸種、催芽）
耕 起 ・ 整 地	耕起・整地、うね立て
基 肥	基肥の配合、運搬、施肥（堆肥、土壌改良資材散布を含む）
は 種	種まき、覆土
追 肥	追肥の配合、運搬、施肥
中 耕 除 草	土入れ、土寄せ、除草
麦 踏 み	ローラー等による作業も含める
管 理	けい畔草刈、その他の管理作業一切
防 除	農薬散布による防除作業（除草剤の散布は含めない）
刈取り、脱穀	麦刈り、運搬、脱穀、麦かんの処理
乾 燥	乾燥、調製

(参考2)

経営費の算出方法について

経営費は麦の生産に要した経費の合計であり、その費用の内容及び算出方法は次のとおりである。

いずれも他作目にも共通されるものにあつては、各作目の作付面積、利用時間、粗収益割合等に応じて按分し、麦生産に要した分の費用のみを算出する。

費 用	費用内容の例示等	算 出 方 法
種 苗 費	購入及び自給の種子	全播種量×単位当たりの種子の 購入価格（平均）
肥 料 費	購入肥料（運賃、手数料、手間賃 などを含む）及び自給肥料	堆肥等自給肥料の算定は、その 原料となるわら等の価格（近隣 における取引価格）によって算 定する。
農 業 薬 剤 費	殺虫剤、殺菌剤、除草剤、その他 の農業薬剤	購入価格
光 熱 動 力 費	重油、軽油、ガソリン、マシン油 電力料金、水道料金等	購入価格
その地の諸材料費	苗床材料、結束わら等	購入価格
土 地 改 良 及 び 水 利 費	土地改良区費、水利事業負担金 及び償還金（土地造成関係を除く ）等	実 費 原則として作物別の粗収益割合 によって麦負担分を算出する。
賃借料及び料金	賃借料（建物、農具）、作業委託料 （航空防除賃、賃耕料、収穫請け 負わせ賃等）、乾燥調製料金等	実 費

費 用	費用内容の例示等	算 出 方 法
物件税及び公課諸負担	[物件税] 固定資産税（土地を除く）、自動車税、軽自動車税、水利地益税、自動車重量税、自動車取得税、都市計画税（土地を除く） [公課諸負担] 集落協議会費、農業協同組合費、農業共済組合賦課金（農業共済掛金は計上しない）、自動車損害賠償責任保険	作物別の粗収益又は対象作物の使用時間或使用面積割合によって麦負担分を算出する。
農 機 具 費	減価償却費及び修繕費 [大道具] 原動機、耕うん整地用機具（トラクター、ハロー類、プラウ類等）、施肥・は種用機具、防除用機具、収穫調整用機具（コンバイン、乾燥機類等） [小道具] すき類、くわ類、かま類、肥料おけ等	（減価償却費） 農機具の減価償却費は、原則として次のとおり算出する。 [所得税法及び法人税法の規程に基づき計算した金額]×[作物別の使用時間割合による麦の割合] （修繕費）実費 購入費及び修繕費
建 物 費	[建物] 納屋、倉庫、作業場、農機具置場等の減価償却費及び修繕費 [構築物] 次のような構築物の減価償却費及び修繕費 土地改良設備費〔個人施工のもの（数人の共同施工のものを含む）〕（用水路、暗渠排水設備、コンクリート畦畔、客土等） その他の構築部〔たい肥盤、肥料溜、作業道等〕	（減価償却費） 農機具の算出方法に準じて減価償却費を算定し、原則として作物別の使用割合によって麦負担分を算出する。 [麦の負担割合の例]（麦の生産のための使用面積×麦の使用時間）÷（当該資産の使用面積×使用時間の合計） （修繕費）実費
自 動 車 費	自動車類（農用自動車、自動二輪車、貨物自動車等）の減価償却費及び修繕費（車検料、任意車両保険費用も含む）	（減価償却費） 農機具の算出方法に準じて減価償却費を算定し、原則として作物別の使用時間割合によって麦負担分を算出する。 （修繕費）実費

費 用	費用内容の例示等	算 出 方 法
雇 用 労 働 費	年雇用、季節雇用、臨時雇用の賃金（現金、現物及び賄い費を含む）	麦を生産するために雇用した者に対して実際に支払った賃金のみを計上する。 （家族労賃、法人や集落営農等の構成員（※）に係る労賃は、個別経営体又は組織経営体の所得として考えるため、経営費には含まない。） ※構成員とは、法人の場合は、その法人に出資をしている個人のうち、事業に1日以上従事した者をいう。任意組織の場合は、組織の構成世帯の世帯員のうち、組織の事業に1日以上従事した者をいう。
支 払 利 子	支払利子額	麦を生産するために、実際に支払った額のみを計上する。原則として作物別の粗収益割合によって麦負担分を算出する。
支 払 地 代	実際に支払った麦作付地の小作料（物納の場合は時価評価額など）、麦に使用された作付地以外の土地（建物敷地、作業場、乾燥場など）の賃借料及び小作料	麦を生産するために、実際に支払った額のみを計上する。原則として作物別の粗収益又は麦の占有面積割合によって麦負担分を算出する。

(参考3)

ブロック1位出品財の品質分析について

ブロック1位となった出品財については、麦種毎に下記により品質分析を行うものとする。

記

1 分析項目

(1) 小麦

①たんぱく ②灰分 ③容積重 ④フォーリングナンバー

(2) 主食等用小粒大麦・はだか麦

①容積重 ②細麦率 ③白度 ④硝子率

(3) 主食等用大粒大麦

①容積重 ②細麦率 ③白度 ④正常粒率

(4) 麦茶用小粒・大粒大麦・はだか麦

①たんぱく ②細麦率

2 分析機関

品質評価を行う機関は、「経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について」(平成27年9月30日付け27生産第1842号)において登録された法人とする。

3 計測方法

品質評価における成分の計測方法は、「経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について」において定められた計測方法とする。

4 送付

ブロック審査終了後すみやかに、都道府県麦作共励会事務局等から送付する。

なお、その際、依頼者において別表の様式に、必要な箇所を記入の上添付する。

5 分析結果

品質分析結果については、分析機関からブロック審査委員会事務局あてに送付する。

(別表)

全国麦作共励会出品財品質分析試料	
ブロック名	
「農家・集団の部」の別	
都道府県名	
出品財名	
品種名・用途	

(別紙様式4)

麦作共励会参加状況

〇〇ブロック麦作共励会事務局長 殿
(全国麦作共励会事務局長)

〇〇都道府県麦作共励会事務局長
(〇〇ブロック)

[illegible]

付 表

農機具等耐用年数例一覧

農機具名	耐用年数	農機具名	耐用年数
乗用トラクター	7年	(トラクター連結用機)	7年
(トラクター連結用器)		グレーンドリル	
プラウ		プランター	
ハロー		ブロードキャスター	
カルチベーター		ライムソー	
リッジャー		マニユアスプレッター	
均平ローラー		人力噴霧機	
カルチパッカー		(半自動、全自動含む)	
動力耕うん機		動力噴霧機	
(歩行用トラクター)		(エンジン付作業機)	
(耕うん機アタッチメント類)		動力散粉機	
プラウ		バインダー	
ハロー		自脱型コンバイン	
ロータリー		普通型コンバイン	
カルチベーター			
乾燥調製施設			
(1) 金属造のもの(骨格材 の肉厚が4mmを超えるもの)	31年	脱穀機	
(2) 〃 3～4mm未満 〃	24年	穀物用乾燥装置 (平形、立型、循環型)	
(3) 〃 3mm未満 〃	17年	動力もみすり機	
		台坪	

全国麦作共励会事務局

一般社団法人 全国米麦改良協会

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番29号

日本農業研究所ビル内

電 話 東京(03)3262-1325(代表)